

## 「民族共生の象徴となる空間」における博物館の整備・運営に関する調査検討委員会設置要項

平成24年3月13日  
文化庁長官裁定

### 1. 趣旨

アイヌ政策推進会議「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告（平成23年6月）に基づき、「民族共生の象徴となる空間」に設置される文化施設における博物館の整備・運営に関する調査検討を行い、基本構想等を策定するため、「民族共生の象徴となる空間」における博物館の整備・運営に関する調査検討委員会（以下「調査検討委員会」という。）を設置する。

### 2. 調査検討委員会の任務

博物館の整備・運営に係る以下の事項について、調査検討を行い、基本構想等を策定する。

(1) 博物館の基本的コンセプト

（博物館の目的及び性格、展示方針・方法、他の博物館等のネットワーク形成の在り方等）

(2) 展示、人材養成及び調査研究等の機能の在り方

(3) 整備・運営の在り方

（整備・運営主体及び既存施設の活用方針等）

(4) 施設整備の規模及びスケジュール

(5) その他博物館の整備・運営に関し必要な事項

### 3. 調査検討委員会の組織

(1) 調査検討委員会は、別紙に掲げる委員で組織する。

(2) 調査検討委員会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(3) 座長が必要と認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。

(4) 座長に事故等があるときは、委員のうちから座長があらかじめ指名する副座長がその職務を代理する。

### 4. 専門部会

(1) 調査検討委員会は、専門的な事項を調査検討させるため、必要に応じ、専門部会を設置することができる。

(2) 専門部会には、臨時委員を置くことができる。

### 5. 庶務

調査検討委員会の事務は、関係機関の協力を得て、文化財部伝統文化課において処理する。

### 6. その他

この要項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

「民族共生の象徴となる空間」における博物館  
の整備・運営に関する調査検討委員会委員名簿

(五十音順)

(平成24年3月29日現在)

氏名	所属
加藤 忠	(社) 北海道アイヌ協会理事長
小林 孝二	北海道開拓記念館学芸副館長
佐々木 史郎	国立民族学博物館副館長
佐々木 利和	北海道大学アイヌ・先住民研究センター教授
佐藤 幸雄	(社) 北海道アイヌ協会常務理事・事務局長
戸田 安彦	白老町長
中村 睦男	(財) アイヌ文化振興・研究推進機構理事長
永井 順國	政策研究大学院大学客員教授
野本 正博	(財) アイヌ民族博物館学芸課長
平川 南	国立歴史民俗博物館長、山梨県立博物館長
村木 美幸	(財) アイヌ民族博物館副館長
森田 稔	九州国立博物館副館長
山下 治子	ミュージアム情報誌「月刊ミュゼ」編集長
山谷 吉宏	北海道環境生活部長

《計14名》

## 調査検討委員会の調査検討スケジュール（案）

- ◆（第1回）3月29日
  - アイヌ政策推進会議「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告等について
  - 意見交換
  
- ◆（第2回）4月下旬～5月中旬
  - 博物館の目的・性格・テーマ等
  - 運営のあり方
  
- ◆（第3回）6月 ※北海道で開催
  - 博物館整備候補地視察（白老町ポロト湖周辺、アイヌ民族博物館）
  - 類似施設の紹介
  - 既存施設の活用のあり方

-----

以降、以下の事項について調査検討し、来年夏を目途に基本構想を取りまとめ予定。

- 総合的な展示方法・展示方針
- 資料収集のあり方
- 調査研究機能のあり方
- 人材育成機能のあり方
- 文化伝承活動のあり方
- 施設の構成
- 他の博物館とのネットワークの形成方法
- 整備と管理運営の方向性
- 周辺環境とのかかわり

## アイヌ政策推進会議報告(H23.6.24)のポイント

### ＜象徴空間の基本的考え方＞

アイヌ文化の振興等に関するナショナルセンターとして、国の主体性の下、アイヌ文化の展示等の中核となる文化施設(博物館等)と、その周辺に実践・伝承活動や体験・交流活動が展開できる広大な自然空間を公園として整備。

### ＜象徴空間の具体的な機能＞

#### ○展示等機能

- ・アイヌの歴史、文化等を総合的・一体的に紹介するとともに、各地域の博物館等のネットワークの拠点となる文化施設(博物館等)を、国が主体的に整備。
- ・展示機能を核に、実践的な調査研究、伝承者等の人材育成の拠点を形成。

#### ○体験・交流機能

象徴空間全域において、文化実践伝承活動や体験活動等を展開。

#### ○文化施設周辺の公園機能

訪問者へのサービス、レクリエーション活動や憩いの場等の提供を可能とするような公園として土地利用を図る。

#### ○アイヌの精神文化を尊重する機能

- ・アイヌの精神文化を尊重し、民族共生に関する国民理解を促進するための象徴的な施設(広場・モニュメント)を整備。
- ・大学等に保管されている人骨のうち、遺族等への返還の目途が立たないものは、国が主導して、象徴空間に集約し、尊厳ある慰霊が可能となるよう配慮する。

#### ○候補地

北海道白老町(中心的区域は白老町ポロト湖畔周辺)

### ＜今後の検討課題・検討体制＞

- ・象徴空間の整備、運営等について、国が主体的な役割を担うとともに、地方公共団体、民間団体が役割に応じて積極的に連携・協力。
- ・既存施設等の有効活用、アイヌの人々の主体的参画の在り方。
- ・政府部内及び現地における検討体制の構築

# 「民族共生の象徴となる空間」作業部会 報告書

平成 23 年 6 月

アイヌ政策推進会議

「民族共生の象徴となる空間」作業部会



## 目 次

はじめに	1
1. 検討の経緯	2
(1) 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告」における位置付け	
(2) 作業部会における検討の経緯	
2. 象徴空間の基本的考え方	2
(1) 象徴空間の意義、必要性等	
(2) 象徴空間の役割	
(3) 象徴空間の基本的な形態	
3. 具体的な機能等	5
(1) 展示等機能	
(2) 体験・交流機能	
(3) 文化施設周辺の公園機能	
(4) アイヌの精神文化を尊重する機能	
4. 候補地	8
(1) 候補地選定に当たっての検討経緯	
(2) 候補地の選定	
5. 他の地域の取組等との連携・役割分担	10
6. 今後の検討課題等	11
(1) 今後の検討課題	
(2) 今後の検討体制	
終わりに	12

## はじめに

平成19年9月に国際連合総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」、そして、平成20年6月に衆参両院の本会議において、全会一致で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を受けて、内閣官房長官の下に「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が開催され、アイヌ政策の新たな理念及び具体的な政策の在り方について総合的な検討が行われた。平成21年7月に取りまとめられた報告書において、アイヌの人々が先住民族であるという認識に基づき、今後のアイヌ政策を展開することとし、その主要政策として「民族共生の象徴となる空間」が位置付けられた。

さらに、同報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、平成21年12月にアイヌ政策推進会議の開催が決定され、その第1回会議（平成22年1月開催）において、「民族共生の象徴となる空間」について具体的な検討を行うために、作業部会を開催することとされた。

「民族共生の象徴となる空間」は、先の懇談会報告書のコンセプト全体を体现する扇の要と位置付けられているとおり、単にアイヌ文化を振興するための空間や施設を整備するというものではなく、我が国の貴重な文化でありながら近代化政策の結果として存立の危機にあるアイヌ文化を復興・発展させる拠点として、また、国際的にも追求されている将来の豊かな共生社会を構築し、将来の世代により良い社会を残していくための象徴として重要な意義を有する国家的なプロジェクトであり、長期的視点に立って取り組むべき政策である。

先住民族であるアイヌ民族との共生が「国の成り立ち」に関わる問題であることを忘れてはならないのであり、国の政策の結果としてアイヌ文化に深刻な打撃がもたらされた歴史を踏まえて、国が主体性を持ってこのプロジェクトを立案し実現することが求められるのである。

作業部会においては、上記の視点に立ち、アイヌ委員からの提案を極力尊重する形で、空間の意義、役割、機能、候補地等について具体的な検討を行った。

本作業部会としては、おおむね1年という時間的な制約もある中、「民族共生の象徴となる空間」に関する基本的な構想として本報告を取りまとめたが、今後、政府において、その実現に向けた取組が推進されることを強く期待したい。

最後に、本作業部会においては、これまで、有識者や関係機関等へのヒアリング、現地視察等を実施してきたところである。快く御協力を頂いた皆様に、この場を借りて改めて御礼申し上げます。

## 1. 検討の経緯

### (1) 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告」における位置付け

民族共生の象徴となる空間（以下「象徴空間」という。）は、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告」（平成21年7月。以下「有識者懇談会報告」という。）において、同報告のコンセプト全体を体現する扇の要の政策として、我が国が、将来へ向けて、先住民族の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴としての意味を持つものと位置付けられている。

また、同報告において、象徴空間については、アイヌ民族に関する歴史的背景、自然と共生してきた文化の重要性、国民の理解促進の必要性等の観点から、アイヌの歴史、文化等に関する教育、研究、展示等の施設、伝統的工芸技術等の担い手育成を行う場及び過去に発掘・収集されたアイヌの人骨等について尊厳ある慰霊が可能となるような施設が必要とされ、これらの施設を山、海、川等と一体となった豊かな自然環境で囲み、国民が広く集い、アイヌ文化の立体的な理解や体験・交流等を促進する空間を公園等として整備することが望まれるとされている。

### (2) 作業部会における検討の経緯

平成22年1月に開催された第1回アイヌ政策推進会議において、象徴空間に関し具体的に検討を進めることとされたことを受け、本作業部会は、昨年3月以降、13回にわたり専門的な調査検討を重ねてきた。

作業部会においては、アイヌ委員の提案を基に、文化人類学、自然人類学、環境学、観光、海外事例等について有識者ヒアリング等を実施し、アイヌの人々や国民一般にとっての象徴空間の意義等を検討するとともに、現行のアイヌ関連施策や取組の状況、課題等を踏まえ、真に必要となる具体機能等の在り方について検討した。

また、象徴空間の意義、具体機能等の検討と併せて、現地視察、地方公共団体へのヒアリング等を通じて、象徴空間の整備が想定される候補地について検討した。

## 2. 象徴空間の基本的考え方

### (1) 象徴空間の意義、必要性等

有識者懇談会報告で提言されているとおり、今後のアイヌ政策は、先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任が国にあるという認識に基づき、国が中心となり、地方公共団体や民間団体等と連携し、「広義のアイ

ヌ文化の復興」、「アイヌの歴史、文化等に関する国民の理解の促進」に係る政策を積極的に推進していくことが求められている。

これまでアイヌ文化の振興や普及啓発については、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成9年法律第52号。以下「アイヌ文化振興法」という。）の施行を契機として、北海道内各地域を中心に様々な取組が展開され、アイヌ文化伝承活動の裾野が拡大する等の一定の成果が現れてきている。

しかしながら、

- ・アイヌの人々は北海道を中心に居住しているが、海外の多くの先住民族のように自分たちのみの居住地域を形成し、まとまって生活を営みつつ独自の言語等を維持・継承しているような状況にはなく、
- ・現在では他の多くの日本人とほぼ変わらない生活を営んでいること等の事情もあり、
- ・未だなお、アイヌの歴史、文化等について国民各層の幅広く十分な理解が得られていない、
- ・アイヌとしてのアイデンティティを持つ先住民族が国内に存在し、今日においても文化を復興させる意思を持ち続けていることの意義や価値が十分認識されていない、
- ・アイヌ文化の伝承者等が少なくなるとともに、アイヌ語、伝統工芸その他の存立の危機にある分野が存在する

等の基本的な課題に直面している。

先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、さらにアイヌ文化が直面している基本的な課題に対応しつつ、我が国が将来へ向け、多様で豊かな文化や異なる民族との共生を尊重していくためには、アイヌの歴史、文化等に関する国民各層の正しく幅広い理解の促進を図るとともに、将来へ向けてアイヌ文化の継承をより確実なものとし、新たなアイヌ文化の創造及び発展に繋げていくための中心的な拠点が必要となる。

このような背景を踏まえ、象徴空間は、①アイヌの人々が主体的に、かつ、誇りを持って文化伝承活動を行い、伝統を基礎とした新たな文化を創造することができるような、心のよりどころとなる空間としての「アイヌの人々にとっての意義」のみならず、②多様で豊かな文化を享有できる空間としての「国民一般にとっての意義」や、③異なる民族の共生、文化の多様性の尊重等の国際的にも追求される理念を実現する空間としての「国際的な意義」といったグローバルな視点も含め、極めて重要な複合的意義を有する空間であるとの認識に立って具体化を図っていく必要がある。

## (2) 象徴空間の役割

上記の意義等を踏まえ、象徴空間は、今後のアイヌ政策推進の中心的な拠点として、現行の施策や取組との役割分担等の観点から、主に以下の役割を担うものとする。

### ①「広義のアイヌ文化復興」の拠点

土地資源の利活用、産業振興等を含む広義のアイヌ文化復興の観点から、特に、広大な自然空間等のフィールドを必要とする文化実践・伝承活動等を支える機能、伝統的工芸技術やアイヌ語の伝承者等の人材育成に関する機能、伝統を基礎とした新しい文化を創造していくための機能等を担う。

### ②「アイヌの歴史、文化等に関する国民の理解の促進」の拠点

アイヌの歴史、文化等に関する国民の理解を促進する観点から、特に、総合的・一体的にアイヌの歴史、文化等に関する理解、体験等を可能とする機能、国内外への総合的な情報発信拠点としての機能等を担う。

### ③「将来の発展に向けた連携・協働」の拠点

将来の発展に向け、異なる民族が共生し、連携及び協働を図る観点から、特に、研究、教育等の分野において、これまでの取組の成果や課題を踏まえつつ、将来へ向けてアイヌの人々とアイヌ以外の人々が協力して課題を解決していく象徴としての機能、国内の他の文化や海外の先住民族等との交流拠点としての機能等を担う。

## (3) 象徴空間の基本的な形態

上記の役割を担うためには、文化伝承活動、展示等の中心的な拠点となる施設及び広大な自然空間（豊かな自然が維持・活用されている区域）の活用が必要となる。

具体的には、アイヌ文化復興等に関するナショナルセンターとなるような拠点として、国の主体性の下、教育、研究、展示等を行う中核的な文化施設を核とし、併せて、自然と共生してきたアイヌ文化の特性を踏まえ、広大な自然空間の中で、フィールドを活用したアイヌ文化の実践・伝承活動や、アイヌの歴史、文化等に触れながら行われる、体験・交流活動を中心とした様々なアウトドア活動が展開できるよう、自然体験型の野外ミュージアムを中心とした空間を整備する。

文化施設及びその周辺の自然空間（山、海、川等）を含む区域は、利用者の利便性、効果の発現等を考慮し、短時間で移動が可能となるよう地理的にまとまりのある一団の区域とするとともに、アイヌの精神文化や自然観を尊重したデザインやコンセプトの統一性を保持するように努める（中心的な区

域)。また、中心的な区域内の自然空間（山、海、川等）については、関係者の理解及び協力を得ながら文化実践・伝承活動、体験・交流活動等が行いやすい環境を整備する。

さらに、象徴空間としての機能を十分に発揮するため必要な場合には、中心的な区域の周辺の自然空間（山、海、川等）の一部についても、中心的な区域と一体的に象徴空間を形成する区域（関連する区域）とし、関係者の理解及び協力を得ながら文化実践・伝承活動、体験・交流活動等が行いやすい環境を整備する。

中心的な区域及び関連する区域については、合理的な土地利用の観点も踏まえつつ、用地の円滑な確保に資するため、国・公有地の活用を基本に検討する。

### 3. 具体的な機能等

#### (1) 展示等機能

アイヌの歴史、文化等に初めて触れる人々を含め、国内外の多様な人々に、先住民族としてのアイヌ民族の歴史や文化を学び、正しく理解する機会を提供するため、アイヌの歴史、文化等を総合的・一体的に紹介し、理解の増進を図るとともに、各地域の博物館等のネットワークの拠点となる文化施設（博物館等）を整備する。

文化施設には、自然空間を活用した文化実践・伝承活動や、体験・交流活動を展開できるような野外ミュージアム機能を併せ持たせる。

また、展示機能を核として、調査研究機能やアイヌ文化に関する十分な知見を有するキュレーター、文化伝承者等の人材育成機能も併せ持たせることとする。このため、展示スペースに加え、調査研究、研修、会議等多目的に利用可能なスペース等を設置する。また、研修者等が長期に滞在可能となるよう配慮する。

なお、文化施設については、国立を含め、国が主体的に整備することを基本とする。

#### ① アイヌの歴史、文化等の展示

展示内容は、これまで余り伝えられていないアイヌの歴史、文化等の多様性や、周辺の民族との関係性をベースに、山、海、川等におけるアイヌの自然観と精神文化を総合的・一体的に理解できるようなものとし、考古学や自然人類学の視点も取り入れる。

アイヌの文化、伝統等に係る文化財等は、国立博物館をはじめ各地域の

博物館等とネットワークを形成し、各博物館等に保管されているアイヌ文化資料等を活用した総合的・一体的な展示が行われることが望ましい。

展示機能に加え、北海道内を中心とした各地域の特性を踏まえたアイヌ文化振興の取組に関する情報、広域的な観点での観光情報等を含めた国内外の情報発信の拠点として活用する。

## ②調査研究

未解明な分野が多いアイヌの社会や文化の形成・発展過程、内容等を明らかにしていくため、文化施設や自然空間を研究フィールドとした実践的な調査研究を行う。このほか、アイヌの歴史を解明するための人類学等の調査研究については、後述するアイヌの人骨の集約等の状況に応じて行うことを可能とする。

また、各研究機関におけるアイヌ関連の研究発表等の機会を積極的に提供する等により、研究者間の交流を促進する。

研究成果は、文化施設における展示等を通じて、アイヌの人々を含めた国民に広く還元するものとする。

## ③文化実践者、伝承者等の人材育成

象徴空間において総合的・集中的に人材育成を実施することが有効な分野を特定した上で、当面は、文化施設や自然空間を活用して、（財）アイヌ文化振興・研究推進機構（以下「アイヌ文化振興財団」という。）をはじめ各機関が行う文化実践・伝承者等の人材育成に関する事業等を総合的・集中的に実施するほか、大学等の教育研究機関等と連携・協力するなど人材育成の拠点の場としての機能を担うこととする。

技術等の習得後の人材の活用の観点から、地域における伝統的な技術や技能を用いた製品のマーケット拡大の取組等との連携を図るとともに、伝統的な工芸品の価値を適正に評価することを可能とするような環境整備が必要である。

上記の取組の成果等を検証・評価した上で、必要性、対象分野、利用の見通し等を考慮しながら、中・長期的には教育施設（学校）のような組織の設置を視野に入れていくことも考えられる。

象徴空間が、上記の展示、調査研究及び人材育成に関する中心的な拠点として機能するためには、それにふさわしいアイヌ文化資料や人材の確保が必要となる。このため、国内外のアイヌ文化資料、人材等の実態把握を行う必要がある。

## (2) 体験・交流機能

自然との関わりの深いアイヌ文化の理解を促進するため、象徴空間の全域において、必要に応じ、文化実践・伝承活動や体験学習活動を行うことができるようにする。

また、伝統的家屋（チセ）等の屋内施設を活用し、古式舞踊、伝統工芸、刺繍・織物等の文化伝承活動等を展開することを可能とするとともに、一般の人々に対する体験・交流活動の機会を積極的に提供するなど、一年を通じ、様々な文化伝承活動、体験・交流活動の展開が可能となるよう文化施設内外のスペースを有効に活用する。

さらに、象徴空間内の自然空間（山、海、川等）において、先住民族としてのアイヌ民族の文化に関する実践・伝承活動、体験・交流活動等を行いやすい環境を整備する観点から、必要に応じて、利害関係者との調整、文化伝承活動を行う場合の支障となる事由等に係る調査等を経た上で、例えば、国有林野等に係る手続等への一層の配慮を図ること、海、海岸、港等において食文化をはじめとするアイヌ文化の伝承活動や体験・交流活動を実施すること、河川で伝統的漁法や鮭の儀式と併せて文化伝承に資する行事等が実施される場合において、文化伝承活動の取扱いの充実を図ること等を検討する。

また、アイヌ文化に対する関心や評価を高め、魅力ある新たなアイヌ文化の創造の基盤を強化するために、国内の他の文化や海外の先住民族文化等との交流を促進するためのスペースを確保する。

## (3) 文化施設周辺の公園機能

自然と共生してきたアイヌ文化との調和を図りながら、国内外から訪れる多様な利用者が快適に過ごせる魅力ある空間を形成するため、文化施設等の周辺については、豊かな自然を活用したレクリエーション活動や憩いの場等の提供を可能とするような公園的な土地利用が望まれる。

具体的には、自然環境の保全、多様なレクリエーションの場の提供、利用者へのサービス、アイヌの食文化の普及・啓発等の観点から、植栽、散策路、広場、アウトドア活動の場、休憩施設、売店、駐車場等の施設を整備する。

整備に際しては、案内板、表示板等におけるアイヌ語での表記その他アイヌの精神文化や自然観を尊重したデザイン等に配慮する。

また、公園機能の円滑な発揮のため、必要に応じて、自然を再生し、在来生物の保全を図る等の取組を行う。

#### (4) アイヌの精神文化を尊重する機能

アイヌ文化は、アイヌの人々が長い歴史を通じて培い伝えてきた、自然を尊び、自然と共生する精神を反映した文化であることが特徴である。儀式、儀礼、音楽、舞踊、工芸等をはじめとする有形無形のアイヌ文化を復興し、正しい理解の促進を図っていくためには、その背景にある精神文化を理解し、尊重することが重要である。

このため、前述の諸機能に加え、アイヌに関する歴史、伝統等を紹介するとともに、アイヌの精神文化を尊重し、異なる民族の共生という象徴空間の意義についての国民の理解を促進するための象徴的な施設として、アイヌの伝統的儀礼や儀式のためにも活用できるような広場及びモニュメント等を中心的な区域内に整備する。

また、同様にアイヌの精神文化の尊重という観点から、各大学等に保管されているアイヌの人骨について、遺族等への返還が可能なものについては、各大学等において返還するとともに、遺族等への返還の目途が立たないものについては、国が主導して、アイヌの人々の心のよりどころとなる象徴空間に集約し、尊厳ある慰霊が可能となるよう配慮する。

集約の対象となる人骨を特定し、人骨の返還や集約の進め方に関する検討を行うため、各大学等の協力を得て、アイヌの人骨の保管状況等を把握する。

なお、集約に際しては、施設の設置場所に留意するとともに、地元の理解を得るよう努めるほか、集約した人骨については、アイヌの人々の理解を得つつ、アイヌの歴史を解明するための研究に寄与することを可能とする。

## 4. 候補地

### (1) 候補地選定に当たっての検討経緯

本作業部会としては、象徴空間が広義のアイヌ文化復興、アイヌの歴史、文化等に関する国民理解の促進等の中心的な拠点であること、また、アイヌ文化の伝承者等が少なくなっている等の実情を踏まえ、施策の効果を高める必要があること等から、象徴空間の整備が想定される候補地を一箇所に絞り、実効性を伴う具体的な検討を進めることとした。

具体的には、候補地として備えるべき要件として、自然環境、人材、施設、活動等の7つの要件を設定するとともに、従来からアイヌ文化の振興等に取り組んでいる北海道内の8地域を対象として、地方公共団体へのヒアリング、現地視察等を行い、候補地の要件に照らした各地域の取組状況等について評価するなど各地域の特性、ポテンシャル等を十分に把握・分析した上で候補地の選定を行った。

#### (候補地の要件)

候補地として備えるべき要件について、以下のとおり整理した。

- ・ 広大な自然空間（山、海、川等）や、豊かな自然環境が存在すること。
- ・ 文化実践者・伝承者、学芸員等の人材が豊富に存在し、活動実績や素地があること。
- ・ 歴史、文化等の紹介・展示・体験等の機能を有する施設（博物館等）が存在し、活動実績があること。
- ・ 地域のアイヌの人々による自主的な文化実践・伝承等の活動、取り組みの実績があること。
- ・ アイヌ文化の実践等に必要な植生のうち、共通性の高い植生が存在すること。
- ・ 地元の理解があり、協力体制が既に構築されていること又は構築可能であること（地方公共団体、地域住民、民間団体等）。
- ・ 観光振興の観点も踏まえ、国内外の人々が訪れやすい地域であること。

等

#### (対象地域、評価方法)

候補地の選定に当たっては、アイヌ文化の伝承者等の人材が少なくなっている等の地域の状況を踏まえるとともに、象徴空間の整備・運営について、既存の資源、施設等を有効に活用し、効果の早期発現を図っていくという視点を考慮する必要がある。

このため、候補地の選定の対象となる地域については、アイヌ文化の伝承活動等を担う人材等の資源、施設の存在や、これまでの活動実績が重要な要素となることから、（社）北海道アイヌ協会の意見も参考としつつ、従来からアイヌ文化の振興等に係る施策に取り組んでいる市町（札幌市、旭川市、釧路市、帯広市、苫小牧市、白老町、平取町及び新ひだか町）を選定し、各地方公共団体の現況、取組状況等について、候補地の要件の項目ごとに設定した評価指標に照らして評価・検討を行った。

#### (2) 候補地の選定

評価・検討の結果、要件への適合性において、いずれの要件においても優位であり、特に自然環境や交通アクセス等の自然的・地理的条件、アイヌ文化振興の活動の基盤となる人材や施設等の集積状況、地元の関係機関等の協力体制等において優れている北海道白老町が候補地としてふさわしいと判断した。

白老町内においては、ポロト湖畔において、アイヌの人々が自ら設立したアイヌ文化に関する施設等を中心に舞踊等の伝承者の育成や体験学習等の活動が展開され、国内外から多くの観光客等が訪れているとともに、同湖の周辺の区域に、アイヌ文化の伝承活動等における利活用の実績のある森林、海洋等の自然環境等の資源がコンパクトにまとまって存在すること等から、同湖周辺の区域が象徴空間の中心的な区域として最もふさわしいと想定される。

なお、（社）北海道アイヌ協会においては、同協会の理事会において苫小牧・白老地域を象徴空間の適地として決定しており、作業部会の選定結果は同協会の意向にもおおむね沿ったものとなっている。

## 5. 他の地域の取組等との連携・役割分担

地方公共団体へのヒアリングにおいて、各地域の特性を踏まえて進められているアイヌ文化振興等に関する取組事例が多数紹介され、象徴空間との連携・役割分担に留意する必要があるとの意見が示された。特に、平取町における伝統工芸品の振興に向けた取組、釧路市における阿寒湖温泉アイヌシアター（仮称）の整備に向けた取組、札幌市における人口の集積を活かした伝統文化に関する情報発信の取組その他地域主導の取組も進められていること等を踏まえると、象徴空間の機能、施設等と、地域特性を踏まえた地域固有の取組とが連携・役割分担しながら、全体として効果的なアイヌ文化の振興等が図られるよう、必要な支援も含め配慮していくことが重要である。

また、アイヌ文化振興財団や地方公共団体におけるアイヌ文化振興等関連の取組のうち、象徴空間における取組と実施地域や趣旨を同一とするものについては、象徴空間の場や施設を積極的に活用して相乗効果を高めていく等緊密な連携が図られることが望ましい。

特に、白老地域で行われるアイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業については、象徴空間の機能の一部とし、象徴空間の取組との適切な役割分担を確保することが必要である。また、白老以外の地域で行われるイオルの再生事業については、象徴空間の取組との役割分担を明確にし、有機的な連携が確保されることが必要である。

さらに、候補地である白老町においては、ポロト湖周辺以外にも、アイヌの歴史、文化等に関連する史跡、景観等が存在することから、象徴空間の整備とともに、歴史的風致の維持・向上、景観の保全・向上に資する取組等が連携して進められることが望ましい。

## 6. 今後の検討課題等

### (1) 今後の検討課題

象徴空間は、前述のとおり、アイヌの人々にとっての意義はもちろん、国民一般にとっての意義や国際的な意義といった重要な意義を有する空間であるため、その効果を最大限に発揮していく観点から、引き続き、象徴空間の整備、効果等に関する国民的コンセンサスの形成に向けた努力が求められる。

また、象徴空間の機能は多岐にわたり、地方公共団体、民間団体等が行う取組等と密接に関連する機能も含まれることから、象徴空間の整備、運営等については、先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任が国にあるという認識に基づき、国が施策の推進において主体的な役割を担うとともに、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの役割に応じて積極的に連携・協力することにより、真に効果的な機能発揮がなされていくものとする。

その際、効果の早期発現等の観点から可能な限り既存の施設等を有効活用するとともに、象徴空間の運営に当たっては、自己収入の確保に努めることとし、新規整備する施設等についても、適切な規模・内容とすることに十分に留意する必要がある。また、アイヌの人々の主体的参画の在り方、民間活力の導入方策等を検討するとともに、各機能の整合性を担保するような運営手法や施設管理の在り方等も併せて検討することが必要である。

さらに、地元にある既存の博物館等の活用の在り方やアイヌ文化振興法に基づく事業等の活用方法を精査することも必要である。

### (2) 今後の検討体制

機能が多岐にわたる象徴空間の早期整備に向け、政府部内における連携を確保することが不可欠であり、関係府省からなる検討体制の構築について検討するとともに、現地においても、地方公共団体を含めた関係主体による実務的な検討体制を創設し、推進体制の構築を図ることが必要である。

また、象徴空間の整備に向けては、なお各般の課題が残されていることから、引き続き、アイヌ政策推進会議の下で作業部会を開催し、具体化に向けたフォローアップを行うとともに専門的見地からの検討を継続していくことが必要である。

## 終わりに

この報告書は、昨年春以来、アイヌの人々も委員として参画する中で、13回にわたる精力的な審議と現地視察等を通じて形成された委員共通の認識を整理したものである。

本作業部会に与えられた使命である象徴空間の整備に向けた基本的な構想を一応整理することができたものと考えているが、これを具体化するに当たっては、象徴空間の整備が想定される候補地における具体的な機能・施設等の導入・配置の在り方や、国民的コンセンサスの形成など空間の整備に向けて対応すべき課題は多いと考える。このため、アイヌ政策推進会議において、引き続き作業部会を開催して、フォローアップを行うとともに専門的見地から継続的な検討が進められることが必要と考える。

また、アイヌの人々の中に多様な意見が存在する論点もあり、作業部会としても、取りまとめに当たって、慎重に議論を重ねたところである。今後のより良い空間の具体像づくりのためにも、アイヌの人々の中での意見集約や共通の理解・認識の形成促進に向けた一層の取組を期待したい。

今後は、政府部内において、象徴空間の具体化に向けた検討が一層進められることを期待するが、その際には、関係する府省の連携・協力が不可欠であり、政府における推進体制の構築についても検討することが求められる。また、既に有識者懇談会報告において、立法措置の検討について言及されているところであるが、象徴空間の具体化に当たっても、必要に応じて立法措置を講じることを含めて、適切な検討が行われることが望まれる。

新たなアイヌ政策の「扇の要」となる政策である「民族共生の象徴となる空間」は、国はもちろんのこと、地方公共団体、民間団体、アイヌの人々等の主体的な参画を得るとともに、各主体が自らの特性を活かし、その役割を積極的に果たすことで、はじめて真に効果的なものとして実現されていくものであり、もって、我が国が、将来へ向けて、先住民族の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていく一助となることを強く期待したい。

(別紙1)

## アイヌ政策推進会議「民族共生の象徴となる空間」作業部会

### 構成員名簿

部会長	佐々木 利和	北海道大学アイヌ・先住民研究センター教授
構成員	加藤 忠	(社)北海道アイヌ協会理事長
	川上 哲	(社)北海道アイヌ協会副理事長
		(平成22年1月29日～平成23年2月3日)
	菊地 修二	(社)北海道アイヌ協会副理事長
		(平成23年2月4日～)
	佐藤 幸雄	(社)北海道アイヌ協会事務局長
	篠田 謙一	国立科学博物館人類研究部人類史研究 グループ長
	常本 照樹	北海道大学アイヌ・先住民研究センター長

(平成23年5月31日現在 構成員は五十音順)

(別紙2)

## 作業部会の開催経過及び各回の議事

回数	開催年月日	議 事
第1回	平成22年3月11日	○今後の進め方等について
第2回	平成22年4月27日	○加藤委員、川上委員及び佐藤委員から象徴空間のコンセプト等の説明について
第3回	平成22年5月19日	○有識者ヒアリングについて ・ボン大学名誉教授 ヨーゼフ・クライナー 氏 ・国立民族学博物館副館長 佐々木史郎 氏
第4回	平成22年5月28日	○有識者ヒアリングについて ・駐札幌米国総領事 ダーナ・ウェルトン 氏 ・北海道環境財団理事長 辻井達一 氏
第5回	平成22年6月15日	○有識者ヒアリングについて ・阿寒アイヌ工芸協同組合専務理事 秋辺日出男 氏 ・国立科学博物館人類研究部人類史研究グループ長 篠田謙一 氏
第6回	平成22年7月26日	○中間的な検討状況の整理について
第7回	平成22年9月27日	○候補地の要件等について
現地 視察	平成22年10月25日 ～26日	○苫小牧市、平取町、白老町
第8回	平成22年11月18日 ～19日	○アイヌ文化振興等の取組みを行っている自治体及び北海道からのヒアリングについて ○今後整理が必要な基本的事項について
第9回	平成22年12月16日 ～17日	○候補地の選定について ○関係省庁との意見交換について ・文部科学省、林野庁、水産庁、経済産業省、国土交通省
第10回	平成23年1月27日	○有識者ヒアリング等について ・名古屋大学名誉教授 小谷凱宣 氏 ・国土交通省北海道局総務課アイヌ施策室 ○具体機能のあり方について
第11回	平成23年2月23日	○具体的な機能・施設等（論点整理）について
第12回	平成23年4月18日	○関係機関からのヒアリングについて ・北海道、白老町、(財)アイヌ民族博物館 ○作業部会報告に盛り込むべき事項（案）について
第13回	平成23年5月31日	○作業部会報告の取りまとめについて